

モシ、モシ
消費生活
相談です



2-2455

春の新生活

消費者トラブルにご用心

春、進学や就職で今までと違った新しい社会へ歩み始めるみなさんは、将来への憧れや希望がいつぱいでしょう。しかしまた、社会にはいろいろなトラブルも存在し、巻き込まれないように注意することが大事です。憧れや希望にはいつも「不安」の影がつきまとい、トラブルはその「不安」につけ入ってきます。

例えば、電話やメールで「特別、あなただけ」と有利な条件で勧誘し、販売の意図を隠して喫茶店などと呼び出し、商品購入などの契約を迫る「アポイントメントセールス」や、路上でのアンケートをきっかけにして長時間にわたる勧誘の果てに高額商品を契約させる「キャッチセールス」、また、親しい人や友人に誘われ、購入者（会員）を紹介すれば手数料が入る販売組織に加入し、売れない商品を抱え込んでしまったり、人間関係を悪くしてしまったりする「マルチ商法（連鎖販売取引）」

など、悪質な商法はいくらでも身近に存在します。

社会の一員としての自覚を持ち、おかしい話はおかしいと判断でき、そしてきっぱりと断る勇気を持つことが必要です。

社会に出ると、契約を結ぶことがたくさん起きます。契約で失敗しないための心得を学びましょう！

親元を離れ一人暮らしする人は特にチェックしてください。

【契約を結ぶ時の基礎知識】

① 契約は法的責任が生じる約束
買いたい人と売りたい人の意思が合致したときに契約の成立です。口約束でも契約は成立します。誰とどのような契約を結ぶかも自由です。（公序良俗に違反しない限り）

② 契約は守るもの

契約を結ぶとお互いに契約の内容を守らなくてはなりません。勝手にやめたり変更することはできません。販売方法によってはクーリング・オフ制度（定められた期間内であれば無条件で契約の解除ができること）があります。また、勧誘方法に問題があったり、嘘を言われたりして契約した場合は、条件次第で契約の解除や取り消しができる場合もあります。

③ 契約書面はよく読んで

契約書面には大切なことが書いてあります。面倒がらずにしっかりと目を通しましょう。

【契約する時は良く考えて！】

① その商品やサービスが本当に

必要か。

② 契約内容に間違いがないか。（支払期限や方法、金額など）

③ 商品やサービス代金の前払いのリスクはないか。

④ 迷ったときは速断しない。（家族、友人や消費生活相談窓口）

口に相談しましょう。）

【断るときは！】

◎ ハッキリ「お断りします」と伝える。「いいです」「結構です」など、あいまいな返事はトラブルの元です。

◎ しつこく勧誘されたり脅されたりしたときは、ただちに警察に通報する。

引っ越しサービスや賃貸住宅にかかるトラブルに注意！

進学や就職・転勤に伴い、引っ越しサービスや賃貸住宅に関するトラブルが多くなります。

● 引越業者を選ぶ際には、複数の業者から見積をとるなど気をつけてください。

● アパートなどを借りる方は、入居時に貸主の立ち会いのもと、写真（日付入り）を撮る等して、使用開始時の汚れや損傷の状況を記録しておき、退去時のトラブルがおこらないように気をつけましょう。

トラブルに巻き込まれたら一人で悩まないで、産業振興課水産林務商工グループ消費生活相談窓口へ相談しましょう。（☎2-2455）

北海道新幹線高架橋ルールウォークの開催！

地域みなさんに平成28年3月に予定されている北海道新幹線の開業を間近に感じていただくため、新幹線の高架橋の上を歩く「高架橋ルールウォーク」を次のとおり開催します。

- ◎日 時 5月24日(土) 小雨決行・荒天中止
- ◎場 所 新函館（仮称）駅付近
（JR渡島大野駅付近）
- ◎距離等 駅舎発着で往復1kmを1時間程度で歩く予定です。
- ◎対象者 道南地域等に在住する道民の方
- ◎募集人員 500名（応募者多数の場合は、抽選により決定）
- ◎参加料 無料
- ◎募集期間 4月10日(休)から4月25日(金)まで
- ◎申込方法 新聞・ホームページ等でお知らせします。



ルールウォークのようす（青森県瀬戸市高架橋）

お問い合わせ先

まちづくり新幹線課（☎2-2450）